

とうなんおきたまぢくかっせいかけいかく
東南置賜地区活性化計画

山形県

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	東南置賜地区活性化計画			
都道府県名	山形県	市町村名	米沢市 南陽市 高島町 川西町	
地区名(※1)	東南置賜地区		計画期間(※2)	平成19年度～平成21年度

目標(※3)

森林は、国土の保全や水源のかん養、生物多様性の保全、林産物の供給、地球温暖化防止など多様な機能を有している。また、森林から木材、特用林産物を生産する林業等は農山村地域の主要な産業として重要な役割を果たしている。しかし、山村地域においては、過疎化、高齢化が進行しており、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下がみられ、健全な山村社会の維持が困難になりつつある。

このような状況のなか、農山村地域の活性化にとって重要なのは、森林の健全な育成整備を図りながら、林業生産活動が持続的に行われることである。そのため、林業生産施設を導入し、素材生産性の向上、木材生産の低コスト化を目指す。また、地域産材の増産による林業の振興により、林業従事者数の減少率を抑え、地域の活性化を図る。

具体的な数値目標として、素材生産量を32%増加させ、地域産材の生産振興と、林業山村地域の活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要

東南置賜地域は、山形県の東南部に位置し、米沢市、南陽市、高島町、川西町の2市2町からなっている。総面積は105,594haを有し、県総面積の11%を占めている。山形県の“母なる川最上川”の最上流部にあたり、磐梯朝日国立公園、県南県立自然公園などの優れた自然景観と、赤湯、小野川、白布など数多くの温泉や、松ヶ岬公園と上杉家御廟所、亀岡文殊などの名所旧跡が多く、観光資源に恵まれている。また、「置賜さくら回廊」などの自然を活用した地域の活性化に取り組んでいる。

現状と課題

東南置賜地区の民有林面積は58,227ha、国有林面積11,553haで、森林面積は総面積の66%を占める。そのうち民有林では、スギを主体とした人工林面積が16,365haで人工林率は28%と、県平均の39%と比べ低くなっている。また35年生以下の若齢林が5,015haと人工林面積の31%となっており、保育、間伐の適正な実施が課題となる。森林の整備に必要な林道は171,024mで、林道密度は2.94m/haとなっており、県平均の6.2m/haに比べてきわめて低く、林内路網の整備が急務となっている。森林の整備については、森林の有する公益的機能を発揮させるため、今後ますます重要になると考えられるが、近年の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、林業の全般的な停滞、造林の減少、間伐、保育等の適正に実施されていない森林の増加等により、森林の荒廃が危惧されている。このような状況の中で、森林の有する公益的機能の発揮のため、林業生産活動が持続的に行われることが重要であり、循環資源である木材を利用することが必要である。また、地域林業労働の中核を担う米沢地方森林組合についても、労働力の年齢構成は年々高齢化をたどっており、労働力の確保も今後の重要な課題となっている。その対策として林業機械施設の充実、基盤整備、雇用条件の向上等を図るとともに、生産コストの削減、生産性の向上が急務となっている。

今後の展開方向等(※4)

林業をめぐる状況は、木材価格の低迷、林業労働者の減少・高齢化、外国産材との競合など、きわめて厳しい状況であり、地域林業産材の中核的担い手である米沢地方森林組合でも、生産コストの削減、生産性の向上が急務となっており、素材生産を機械化することにより、木材生産の低コスト化、生産性の向上、林業従事者の労働環境を改善する。また、素材生産量の拡大に向けて、地域産材の地産地消による需要の拡大を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
米沢市	東南置賜地区	生産機械施設(林業機械施設)	米沢地方森林組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

東南置賜地区(山形県米沢市 南陽市 高畠町 川西町)	区域面積 (※2)	91,167ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 計画区域面積91,167haのうち農林地面積は87,226haで約96%を占め、農林業が重要な地域となっている。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H13→H19で3.5%減)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、山村地域の活性化が必要である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成している区域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画期間終了後、計画期間内の素材生産量及び林業従事者数を調査し、目標達成状況进行评估する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
山形県	平成19年度 ～ 平成21年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農林水産部農政企画課	023-630-2415	023-624-8930	yamadairay@pref.yamagata.jp

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
地域産物の販売量の増加	32.42%	素材生産量の増加(%) $= \text{素材生産量(目標)} \div \text{素材生産量(現状)} \times 100 - 100$ $= 12,240\text{m}^3 \div 9,243\text{m}^3 \times 100 - 100 = 32.42\%$
事業活用活性化計画目標の設定根拠 平成16年度から平成18年度の素材生産量が9,243m ³ であり、林業機械施設(グラップル付きバックホウ)を導入することにより、素材生産性の向上と素材生産量の増大が見込まれるため、12,240m ³ (H19~H21)を目標値として設定した。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠				
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
- ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
 - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)

$$\text{輸出量の増加率(\%)} = \frac{\text{優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)}{\text{現在の年間輸出量(t)}} \times 100 - 100$$
 - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)

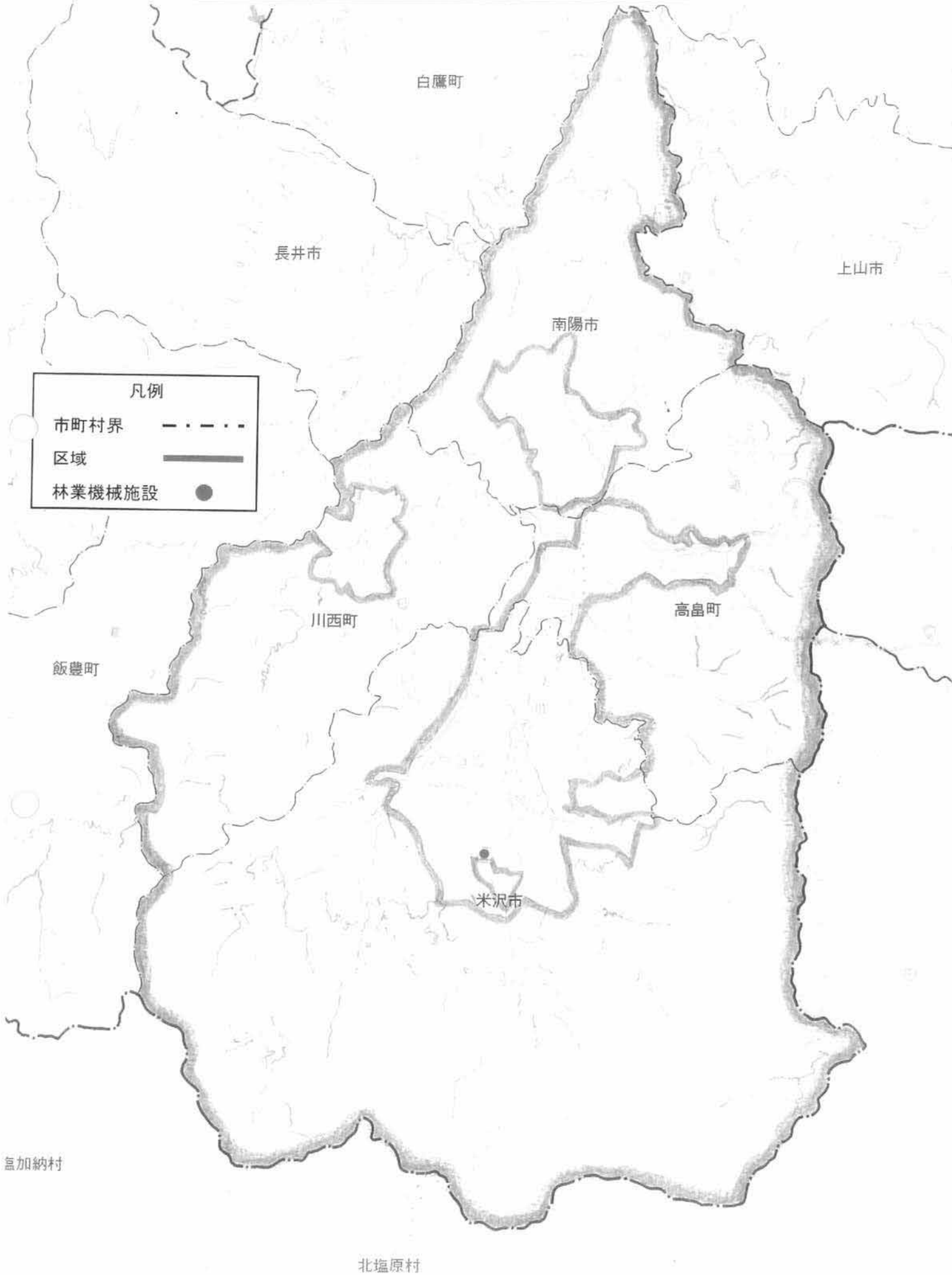
$$\text{交流人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数}$$

$$\text{定住人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数}$$
- ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。
 なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
- ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

IV 農山漁村活性化

事業別内容	内訳	前年度まで			本年度										本年度までの累計		翌年度以降(予定)								備考											
		交付金額 (千円未満は 切り捨て)	交付額算定率 C=A×100	交付限度額 (千円未満は 切り捨て)	事業費	交付金額 D	事業内容及び 事業量	事業費	交付金額 (千円未満は 切り捨て)	都道府県費	市町村費	その他	本年度末 進捗率 E	単年度交付限 度 C×E-D (千円未満は 切り捨て)	仕入れに係る 消費税相当額	事業費	交付金額	翌年度以降																		
		円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	H 20		H 21		H 22		H 23												
		円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	事業費	交付金額	事業費	交付金額	事業費	交付金額		事業費	交付金額									
		4,500,000	45	4,500,000			グランブル付ホップ ネット 1kg	10,000,000	4,500,000			5,500,000	100	4,500,000	225,000	10,000,000	4,500,000																JJA山形おきたま農協 長期資金 6,000,000円 5年			
	合計(F)	4,500,000		4,500,000				10,000,000	4,500,000			5,500,000	100	4,500,000	225,000	10,000,000	4,500,000																			
事業活用活性化計画目標等																																				
①事業費計(=F)		4,500,000		4,500,000				10,000,000	4,500,000			5,500,000		4,500,000	225,000	10,000,000	4,500,000																			
②ハード事業		4,500,000		4,500,000				10,000,000	4,500,000			5,500,000		4,500,000	225,000	10,000,000	4,500,000																			
創遊工夫開発事業																																				
研修事業																																				
③ソフト事業																																				
創遊工夫開発事業																																				
各市町村等関係事業費																																				
5都道府県関係事業費		85,000		85,000				170,000	85,000	85,000				85,000		170,000	85,000																			
総合計(①+②+③)		4,585,000		4,585,000	0	0		10,170,000	4,585,000	85,000	0	5,500,000		4,585,000	225,000	10,170,000	4,585,000																			
うちハード事業(②+④+⑤)		4,585,000		4,585,000	0	0		10,170,000	4,585,000	85,000	0	5,500,000		4,585,000	225,000	10,170,000	4,585,000																			
うちソフト事業(③)		0		0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0																			
共同で計画作成を行う場合の内訳																																				
○×町	事業費(ハード)																																			
	市町村等関係事業費																																			
××県	事業費(ソフト)																																			
	事業費(ハード)																																			
	都道府県関係事業費																																			
	市町村等関係事業費																																			
	事業費(ソフト)																																			

置賜地区活性化計画 区域図 1:200,000



凡例
市町村界 - - - - -
区域 —————
林業機械施設 ●

蓋加納村

北塩原村

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	山形県		
計画期間 実施期間	平成19年度～平成21年度 平成19年度	総事業費(交付金)	10,000千円 (4,500千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	適合している
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	図られている
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	組合員である理事会で了解済
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	米沢地方森林組合で実施
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	確保されている
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	計画期間は平成19年度～平成21年度の3カ年 事業実施は平成19年度
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	10,000千円×45%＝4,500千円

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	<input type="radio"/>	他の助成等を振り替えて実施するものではない
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	<input type="radio"/>	導入する林業生産機械の耐用年数は5年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	<input type="radio"/>	費用対効果分析により確認

費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	適切に行われている
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析により1.0以上となっている
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	実施要綱等を満たしている
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	米沢地方森林組合へ交付、目的外使用のおそれもない
施設等の利活用の見直し等は適正か	○	適正である
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か	○	見積書により確認
過大な積算としていないか	○	見積書により確認
建設・整備コストの低減に努めているか	○	見積書により確認
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見直しがついているか	-	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	JA山形おきたま農協より、長期資金として6,000,000円を借り入れ、5年償還で返済する
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	米沢地方森林組合で管理・運営する
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	適正である
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。